



転者1名が軽傷を負い、怪我の程度は軽い模様。

事故当時、当該乗合バスが交差点にて赤信号により当該タクシーの後ろに停車し、青信号になったため発進したところ、前方に停車していた当該タクシーが発進していなかったため追突した模様。

#### (3) 乗合バスと乗用車が衝突した事故

5月14日(火)午前8時20分頃、石川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約40名を乗せて運行中、乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該乗合バスの乗客12名と当該乗用車の運転者1名が軽傷を負った模様。

事故当時、当該乗合バスがY字路交差点を青信号で出発した際、赤信号を無視した当該乗用車と衝突した模様。

#### (4) タクシーと乗用車が衝突した事故

5月11日(土)午前0時25分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が右腕骨折の重傷、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故当時、交差点に進入した際に、当該タクシーから見て左より赤信号を無視して進入してきた当該乗用車が当該タクシーの側面に衝突した模様。

#### (5) タクシーがガードレールに衝突した事故

5月11日(土)午後8時30分頃、山梨県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客4名を乗せて運行中、対向車に接触後、ガードレールに衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

なお、対向車の運転者及び同乗者並びに当該タクシーの乗客4名には怪我は無かった。

事故当時、当該タクシーの運転者に外傷が認められないことから、走行中意識を失い、運転不能になった模様。

#### (6) タクシーが軽自動車と衝突転落した事故

5月15日(水)午前11時25分頃、熊本県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、軽自動車と衝突し、田んぼに転落した。

この事故により、当該タクシーの乗客が肋骨及び足の骨の骨折並びに顔面打撲の重傷を負い、当該軽自動車の運転者が軽傷を負った。

なお、当該タクシーの運転者に怪我は無かった。

事故当時、当該タクシーが交差点に差し掛かったところ、当該タクシーから見て左から進行してきた当該軽自動車が当該タクシーの左側面に衝突し、その衝撃で当該交差点先の田んぼに転落した模様。



れを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月1日

#### 【4. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_002069.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html)

#### 【5. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思えます。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思えます！

→( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html> )

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指



について、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

\* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

